

福島県  
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画  
(ツキノワグマ)

令和7年11月17日から  
令和8年 3月31日まで

## 1 背景及び目的

県内におけるツキノワグマの生息状況について、月山朝日飯豊、南奥羽、越後三国の3つの地域個体群に区分され、これらの地域個体群は、いずれも阿武隈川より西側の奥羽山脈から越後山脈にかけて分布している。

一方、阿武隈山地は比較的標高が低く、阿武隈川西側の地域と比較して、クマの生息環境としてはあまり適さないと考えられてきたが、近年は、目撃件数が増加しており、令和7年4月には、相双地方で初めてクマが捕獲されている。

令和6年度に実施した個体数推定は、中央値4,939頭（4,036頭～6,399頭）と推定され、平成27年度の中央値3,816頭（3,048頭～4,972頭）と比較して中央値で約1.3倍の個体数と推定された。

目撃件数は平成27年度～令和7年度まで、182件、362件、318件、512件、558件、603件、303件、385件、709件、618件、1350件と推移しており、近年、目撃件数が高止まりしており、令和7年度については増加の一途を辿り、過去に例を見ないほどの大量出没年となっている（令和7年度は10月28日時点）。

また、人身被害件数も令和7年度はすでに過去最多の17件（10月31日時点）を記録している。

近年の状況を踏まえ、環境省では令和6年4月にクマ類を指定管理鳥獣に追加指定し、また、令和7年9月からは緊急銃猟制度が施行された。

緊急銃猟では、市街地を含む人の日常生活圏に危険鳥獣が出没した場合、住民等の安全確保等の条件の下で、市町村の判断により銃猟が可能となるが、特に屋内にクマが立て籠もるケースなどは跳弾の恐れがあるため、麻酔銃を使用し緊急銃猟を行うケースが増加すると想定される。

しかし、麻酔銃を使用できる人材が限られており、各市町村で麻酔銃猟者を確保することが困難である。

こうした状況を踏まえ本事業では、市町村が麻酔銃で緊急銃猟を行う際の麻酔銃猟者の派遣を行い、市町村の緊急銃猟実施を支援する。

## 2 対象鳥獣の種類

ツキノワグマ

## 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわき	令和7年11月17日～令和8年3月31日

#### 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
県北	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	クマの出没が懸念されるため。	
県中	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町		
県南	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村		
会津	会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町		
南会津	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町		
相双	相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村		
いわき	いわき市		



実施区域図（令和7年11月　日時点）

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標（過去実績等より設定）
県内全域	麻酔銃による緊急銃獵で6頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する獵法と規模

実施区域名	使用する獵法	捕獲等の規模
県内全域	緊急銃獵（麻酔銃）	従事者数人程度

## ② 作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の手順で進めるものとする。なお、委託で実施する部分については、仕様書等で詳細を定めるほか、受託した事業者（以下「受託者」という。）と協議の上決定する。

### ア 業務計画の作成・作業手順

受託者は、実施場所、主任技術者、作業工程、その他必要な事項を定めた作業工程表を作成し、県（以下、「委託者」という。）へ提出するものとする。

### イ 関係者等との調整

受託者は業務の実施にあたって、委託者及び関係市町村と連携協力して、関係者等（土地所有者、地域住民、狩猟者団体等）との調整を行い、麻酔銃による緊急銃猟の実施に向けた合意形成を図るものとする。

### ウ 麻酔銃による緊急銃猟の実施

市街地や建物内にツキノワグマが出没した場合、市町村及び警察は地域住民の安全確保を最優先に考え、対応（追い払い、麻酔銃による捕獲、捕殺等）の判断を行う。

他の手段による対応が困難であり、麻酔銃による緊急銃猟を検討する段階となり、市町村で麻酔銃猟者の準備ができない場合は、委託者へ麻酔銃猟者の派遣依頼を行う。

委託者では、既に配置済みの麻酔銃猟者及び本事業の受託者から対応可能な者を選定し、現場へ派遣する。

緊急銃猟での捕獲のため、緊急銃猟ガイドラインに従い、実施可能な状況であれば、受託者は市町村長の委託を受けて緊急銃猟を実施する。

### エ 安全管理

受託者は、「緊急銃猟ガイドライン」（環境省）、「住居集合地域等における麻酔銃の取り扱いについて」（環境省）及び「麻酔銃の所持に関する法令及び麻酔銃を使用したツキノワグマ及びイノシシの捕獲技術マニュアル」（福島県）を遵守し、安全管理体制を構築するものとする。

受託者は、捕獲にあたって、市町村長からの委託を受け麻酔銃猟による緊急銃猟を実施するものとする。

### オ 捕獲個体の回収方法

緊急銃猟の実施主体である市町村長は、捕獲個体を地形等の関係から回収不能の場合を除き、すべて回収するものとする。

### カ 捕獲個体の処分方法

捕獲個体の処分方法については、捕殺または放棄とし、緊急銃猟の実施主体である市町村長が被害状況や出没状況等から総合的に判断する。

#### ・捕獲情報の収集および評価

受託者から捕獲に係る各種記録を収集し、専門家の意見も踏まえ、捕獲数や捕獲位置情報のほか、捕獲等の方法などの結果から、目標に対する寄

与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性を検証し、改善すべき事項の検討を行うものとする。

## (2) 夜間銃獵に関する事項

緊急銃獵ガイドラインを遵守した上で、実施判断する市町村と協議のうえ、実施を検討する。

# 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

- ・事業主体  
福島県
- ・実施形態  
委託
- ・委託先  
認定鳥獣捕獲等事業者等

# 8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

## (1) 住民の安全の確保のために必要な事項

委託者は、市町村を通じて住民や関係者に対し事業内容について周知を図ることとする。

緊急銃獵の実施にあたっては、緊急銃獵ガイドラインを遵守し、住民の安全を確保するものとする。

## (2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

社寺境内や墓地、それに比較的近い場所での緊急銃獵は、静穏の保持を考慮した上で、実施の判断をする市町村と十分に協議を行う。

# 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

## (1) 市町村との協議、調整

委託者及び受託者は、緊急銃獵実施の判断をする市町村と十分に協議、調整した上で事業を実施することとする。

## (2) 事業において遵守しなければならない事項

「緊急銃獵ガイドライン」（環境省）、「住居集合地域等における麻酔銃の取り扱いについて」（環境省）及び「麻酔銃の所持に関する法令及び麻酔銃を使用したツキノワグマ及びイノシシの捕獲技術マニュアル」（福島県）を遵守し適切に処理する。

## (3) 事業において配慮すべき事項

受託者は、捕獲作業後に投薬器を確実に回収するよう努めることとする。

#### (4) 地域社会への配慮

委託者及び受託者は、実施区域、実施日時、実施方法等について、緊急銃猟実施市町村と協議のうえ、地域社会とのあつれきが生じないよう配慮することとする。

鳥獣管理について広く周知を図り、捕獲等の必要性について理解が得られるよう努めるものとする。